

# 平成24年度 第1回 江別市自治基本条例検討委員会

## 会議録（要点筆記）

日 時：平成24年8月28日(火) 9時30分～10時50分

場 所：公室

出席者：(委員) 8名

石黒委員長、山元副委員長、齊藤委員、粕谷委員、高橋委員、田口委員、東宮委員、山本委員

事務局：7名

鈴木部長、米倉次長、川島課長、酒井主査、稲田主査、竹下主任、馬場主事

### 【内容】

委嘱状の交付後、委員長、副委員長の選出。資料をもとに事務局から条例制定後のこれまでの市の取り組み状況を説明し、今後の委員会の検討作業の進め方ならびに必要な資料などについて各委員から意見が出された。

### 【資料】

- ・資料1：江別市自治基本条例検討委員会設置要綱
- ・資料2：江別市自治基本条例検討委員会について（案）
- ・資料3：自治基本条例主な取り組み状況一覧
- ・資料4：自治基本条例アンケート

### 委員からの主な意見

#### ●検討作業の進め方について

- 全ての条項について検討する。
- 次回開催日までに次回検討条項を決定する。
- 市民生活に身近な事項である第7章「市民参加・協働の推進」から検討作業を開始すると取り組み易いのではないか。
- 全体の議論の整合性を保つために、骨組みにあたる第1章「総則」は重要となるので早い段階で検討すべきである。
- 次回開催までの間に検討事項について案があれば事務局へ連絡し、それらをふまえて委員長と事務局にて3回目以降の課題を検討する。

○市民モニター制度を有効に活用し、より多くの市民の声を確認しながら検討作業を進めたい。

### ●次回資料について

○条例制定後の3年間で話題になったことについて、内容、時期を記載した一覧表を用意していただきたい。

○条例内の行動規範にかかる用語の解説。使い方により市民や行政に求めている規範レベルを表しているため、それらの言葉遣いの解説を箇条書きにした資料をいただきたい。場合によっては、見直し作業で「することができる」→「おこなうものとする」へ変更するような判断が必要になる可能性もある。

例:「することができる」「行うものとする」「尊重しなければならない」「努めなければならない」「行わなければならない」

○条例制定の背景や制定時の流れについても次回説明願いたい。

○見直し作業の具体的な手法について説明願いたい。項目を増やすケース、条文内の内容修正にとどまるケース等の例を知りたい。他市の検討作業を参考にしながら資料としてご用意していただきたい。

○本日配布された「自治基本条例主な取り組み状況一覧」についてはもう少し内容を追加した資料を用意していただき、市民の声をもっと確認したい。

### 決定事項

#### ●次回検討内容について

○第2回は第1章「総則」、第7章「市民参加・協働の推進」とする。

### 確認事項

#### ●委員長、副委員長の選出

○互選により、石黒委員長、山元副委員長を選出。

#### ●アンケートの活用方法

○月1回、合計4回程度実施予定。事務局にて作成予定だが、委員会において検討事項があれば併せてその事項をアンケートに盛り込むことも可能であり、内容については柔軟に作成していく。